

# 子ども・子育て支援金（令和8年度）

子ども・子育て支援金に係る保険税は、

所得割 0.31%、均等割 1,900円 になります。

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前であるもの）については、均等割額が全額軽減されます。

## 子ども・子育て支援金の計算

子ども・子育て支援金は、所得に応じて課される所得割と被保険者の数に応じて課される均等割からなります。

- ・所得割：総所得金額等から基礎控除（43万円）を引いた後の金額に0.31%をかけた金額となります。
  - ・均等割：1人当たり1,900円となります。ただし、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子どもの場合は、全額軽減されます。
- ※均等割には、軽減措置（所得に応じて7割・5割・2割軽減）が適用されます。

### 計算方法

（例）65歳以上の夫婦の2人世帯の方（ともに国民健康保険加入者）で、

夫：年金収入200万円、妻：年金収入100万円である場合

・所得割

夫の計算 年金収入 200万円の場合 → 所得金額 90万円  
所得金額90万円 - 基礎控除43万円 = 47万円  
47万円 × 税率0.31% = 1,457円  
夫の所得割：1,400円（百円未満切り捨て）

妻の所得 年金100万円の場合の所得金額は 0円  
妻の所得割：0円

夫婦2人の所得割 夫の金額 1,400円 + 妻の金額 0円  
= 1,400円

・均等割

1人当たりの金額 1,900円 × 被保険者の数 2人 = 3,800円

※年間の子ども・子育て支援金の金額

所得割 1,400円 + 均等割 3,800円 = 5,200円/年間

## 子ども・子育て支援金の収入別の年間負担額（おおよそ）

〈世帯の状況や軽減の有無により大きく異なる場合があります。〉

被保険者が1人の場合

収入状況	子ども・子育て支援金額	収入状況	子ども・子育て支援金額
収入なし	570円		
給与100万円	570円	年金100万円	570円
給与200万円	4,650円	年金150万円	570円
給与300万円	6,820円	年金200万円	2,970円
給与400万円	9,120円	年金250万円	4,900円

被保険者が2人の場合

収入状況	子ども・子育て支援金額	収入状況	子ども・子育て支援金額
収入なし	1,140円		
給与100万円	1,140円	年金100万円	1,140円
給与200万円	5,790円	年金150万円	1,140円
給与300万円	8,720円	年金200万円	3,350円
給与400万円	11,020円	年金250万円	6,040円